

---

プロジェクト IFRS 解釈指針委員会項目 **【審議事項】IFRS 第 10 号「連結財務諸表」 単一の投資者のファンドについての支配の判定**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2026 年 6 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）において議論された「単一の投資者のファンドについての支配の判定（IFRS 第 10 号『連結財務諸表』（以下『IFRS 第 10 号』という。）」に関するアジェンダ・ペーパー（以下「AP」という。）及び暫定的なアジェンダ決定（案）の概要をご説明し、ASBJ 事務局の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。なお、本資料中 AP の翻訳となっている箇所については、すべて ASBJ スタッフの仮訳である。
2. 参考資料として第 80 回 IFRS 適用課題対応専門委員会で検討を行った際の AP5-1 を提供している。

## II. AP の概要

### 背景及び概要

#### （これまでの経緯）

3. 委員会は、2026 年 3 月の委員会の会議（以下「2026 年 3 月会議」という。）において、ファンド・マネジャー以外の唯一の投資者である企業（以下「投資者」という。）が、ファンド・マネジャーが代理人でありファンドを支配していない場合、自らが当該ファンドを支配しているかどうかをどのように判定するかに関する要望書について議論した。同会議において、委員会は IASB スタッフに対して次のことを要請した（AP5 第 1 項及び第 2 項）。
  - (1) 要望書に記載された事実パターンの一般性を再確認すること
  - (2) (1) の調査結果を踏まえ、2026 年 3 月会議で議論された暫定的なアジェンダ決定（案）の文言に関する委員会のメンバーからの提案を考慮し、暫定的なアジェンダ決定（案）の文案を更新すること

#### （要望書の概要）

4. 2026 年 3 月会議の AP10 第 5 項から第 8 項（AP5-1 第 4 項参照）で記載されているとお

り、要望書の事実パターンは次のとおりである（AP3 第 5 項）。

(1) ファンド・マネジャーについて、次のとおりと記載されている。

- ① 多数の機関投資家に対して投資機会を提供するというファンドの目的及び設計を決定した。
- ② ファンドの関連性のある活動を指図するための広範な意思決定の権限を有している。ファンド・マネジャーは、投資上の意思決定、ポートフォリオ企業の選定及び処分、経営幹部の選任、契約締結、借入並びに方針策定を含むファンドのすべての関連性のある活動を指図する一方的な能力を有している。
- ③ 提供するサービスに対して、そのサービスに見合った市場ベースの報酬を受け取っている。
- ④ ファンドに対して 0.01%の投資を行っている。
- ⑤ IFRS 第 10 号における代理人である。ファンド・マネジャーは、広範な意思決定権限を有し、自らの投資及び報酬から生じるリターンの変動性に晒されている。しかしながら、ファンド・マネジャーのエクスポーチャーは、ファンド・マネジャーが代理人であり、ファンドを支配していないことを示唆している。

(2) 投資者について、次のとおりと記載されている。

- ① ファンドに対して 99.99%の投資を行っている。ファンドは他の機関投資家に対しても開放されていたが、投資者は当該ファンドに応募した唯一の投資者となっている。
- ② ファンドの目的及び設計の決定に関与していなかった。
- ③ IFRS 第 10 号に記述されている防御的な権利のみを保持している。例えば、投資者は、契約違反、故意の不正行為又は重大な過失などの正当な理由による場合にのみ、ファンド・マネジャーを解任又は交代させる能力を有している。

(3) ファンドは契約上の固定期間を有しており、その期間中、投資者はファンドから自らの投資を引き出すことができない。

5. また、2026 年 3 月会議の AP10 第 10 項（AP5-1 第 10 項参照）に記載されているとおり、IASB スタッフは、要望書の提出者との協議から、この質問はファンド・マネジャーではなく、投資者の支配の判定に関するものであると理解しているとしている。言い換えると、IFRS 第 10 号を適用する際に、ファンド・マネジャー以外の唯一の投資者である企業

は、ファンド・マネジャーが代理人である場合に、意思決定権限をファンド・マネジャーに委任したものと自動的にみなされるのか、すなわち、投資者はファンド・マネジャーの意思決定権を自らの権利として自動的に取り扱い、その結果、ファンドを支配していることになるのかを提出者は質問しているとされている（AP3 第 6 項）。

## **IASB スタッフによる追加のアウトリーチ**

### **（追加のアウトリーチ実施の背景）**

6. 基準設定プロジェクトの必要性の評価を行う際、IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）5.19 項(a)は、委員会が当該事項の広がりのある影響の有無を検討することを求めている（AP5 第 8 項）。
7. 当該事項の広がりのある影響の有無を委員会が評価する際の参考とするため、IASB スタッフは、これまでに国際会計基準設定主体フォーラムのメンバー、証券規制当局及び大手会計事務所に対して情報要請（以下「当該情報要請」という。）を行ったとしている。当該情報要請の回答結果については、AP5-1 第 8 項から第 13 項までを参照されたい（AP5 第 9 項前段）。
8. 当該情報要請では、21 件の回答を受領され、多くの回答者は要望書に記載された事実パターンについて次のとおり回答したとしている。
  - (1) 一般的ではない。
  - (2) 存在するが幅広い影響はない又は時々発生するのみ、若しくはその両方である。しかしながら、多くの他の回答者は、要望書に記載された事実パターンは一般的であると述べたとされている（AP5 第 9 項後段）。
9. 2026 年 3 月会議の AP10 第 16 項から第 18 項（AP5-1 第 14 項及び第 15 項参照）には、ハンドブック 5.19 項(a)（当時は 5.16 項(a)）の規準が満たされているかどうかについての IASB スタッフの評価が含まれている。2026 年 3 月会議の AP10 第 17 項では、事実パターンが一般的であると述べた回答者の回答からは、要望書に記載された種類の固定期間かつ単一の投資者のファンドが普及していることを指しているのかどうかは必ずしも明らかではないとしている。しかしながら、IASB スタッフは、当該情報要請への回答に基づき、ハンドブック 5.16 項(a)の規準を満たしているとしている（AP5 第 10 項）。
10. 2026 年 3 月会議において、委員会は IASB スタッフの前項の評価を議論し、一部の回答者の回答の明確性が欠如していることを踏まえ、要望書に記載された事実パターンが一般的であると述べた回答者のアウトリーチ結果を再確認するように IASB スタッフに要請し

た（AP5 第 11 項）。

**（追加のアウトリーチの結果）**

11. IASB スタッフは、要望書に記載された事実パターンが一般的であると述べた回答者に連絡し、本資料第 4 項の事実パターンが一般的であるかどうかを確認するよう求めたとしている（AP5 第 12 項）。
12. この追加のアウトリーチについて、IASB スタッフは、12 件の回答（会計事務所 5 件、各国の基準設定主体 5 件及び作成者 2 件）を受領し、その回答内容は次のとおりであったとしている（AP5 第 13 項）。
  - （1）多数の回答者は、本資料第 4 項の特定の事実パターンは一般的ではないと述べた。事実パターンが一般的ではないと述べたある基準設定主体は、そのような状況の投資者は通常、実質的な解任権を持っていると述べた。
  - （2）多数の回答者は、本資料第 4 項の特定の事実パターンは一般的である又は実務において観察されると述べた。事実パターンが一般的であると述べたある基準設定主体は、そのような事実パターンはプライベート・エクイティ、不動産及びインフラ・プロジェクトなどへの投資を行う特化型の限定的なオルタナティブ投資ファンドにおいて一般的であると述べた。
  - （3）ある会計事務所は、照会した 7 つの法域のうち 2 つの法域では事実パターンがある程度一般的であり、5 つの法域では稀であると述べた。
13. IASB スタッフは、大多数の回答者が、要望書に記載された種類のファンドにおける唯一の投資者である投資家が、ファンドを連結する場合と連結しない場合があることを確認したとしている。しかし、連結の結論の相違が、異なる事実及び状況によるものであるか、それとも IFRS 第 10 号の要求事項の理解及び適用の違いによるものかについては回答が分かれ、例えば、回答では次のように言及されたとしている（AP5 第 14 項）。
  - （1）ある基準設定主体は、多様性は通常 IFRS 第 10 号自体の適用から生じるのではなく、非常に類似したファンド構造への適用における判断の相違から生じると述べた。また、ファンドを設計した者が誰か及びファンドが特定の投資者に対して経済的に適合するように設計されたかどうかにかどの程度重みが置かれるかについても多様性があると述べた。
  - （2）ある会計事務所は、相違の根本的な原因は、投資者が被投資企業に対するパワーを有するかどうかを評価する際、代理人が保有する意思決定権をどのように分析するか

について IFRS 第 10 号が明確にしていないことにあると述べた。

### **IASB スタッフによる更新された分析**

14. IASB スタッフは、委員会が基準設定プロジェクトの必要性を評価する際の規準であるハンドブック 5.19 項(a)及び(b)について分析を行っている。次項以降で、追加のアウトリーチを受けて更新された IASB スタッフの分析をお示ししている。

#### **(ハンドブック 5.19 項(a)の評価)**

15. 1 つ目の規準のハンドブック 5.19 項(a)の規準は、要望書に記載された事項が広がりのある影響を有すること、すなわち、次の要件を満たすことである (AP5 第 16 項)。

- (1) 当該状況又は取引は、一般性があるか、あるいは一般性があると見込まれるかどうか。
- (2) IFRS 会計基準の適用において、影響を受ける者に重要性がある影響を与えているか又は影響を与えると見込まれる多様性又は予想される多様性があるかどうか。

16. IASB スタッフは、追加のアウトリーチ結果から次のことが確認されるとしている (AP5 第 17 項)。

- (1) 要望書に記載された種類の事実パターンは実際に生じている。
- (2) 要望書に記載された 2 つの見解と同様に、ファンド・マネジャーが代理人とみなされる場合に、委任された意思決定権が唯一の投資者の保有する権利として自動的に扱われるべきか検討する際、企業が適用される要求事項をどのように読むかについての相違が存在する。
- (3) これらの相違は影響を受ける者に重要性がある影響を与える可能性がある。

17. したがって、IASB スタッフは、ハンドブック 5.19 項(a)の規準が引き続き満たされているとしている (AP5 第 18 項)。

#### **(ハンドブック 5.19 項(b)の評価)**

18. 第 2 のハンドブック 5.19 項(b)の規準は、委員会が財務報告を改善するために、IFRS 会計基準の要求事項を追加又は変更することが必要であるかどうか、すなわち、IFRS 会計基準における原則及び要求事項が、企業が要求される会計処理を決定するための適切な基礎を提供していないかどうかを評価することを求めている (AP5 第 19 項)。

19. IASB スタッフによる適用される要求事項に対する分析及び要望書に記載された事実パタ

ーンへの要求事項の適用に関する分析は、2026 年 3 月の AP10 第 19 項から第 34 項（AP5-1 第 16 項から第 29 項参照）のとおりであるとして、新たな分析は示されていない（AP5 第 20 項）。

20. IASB スタッフは、分析に基づき、IFRS 第 10 号の原則及び要求事項は、ファンド・マネジャーが代理人である場合、要望書に示された投資者が自動的に意思決定権限をファンド・マネジャーに委任したとみなされるのか（すなわち、投資者は自動的にファンド・マネジャーの意思決定権限を自らの権利として扱い、したがってファンドを支配しているのか）を判定するための適切な基礎を提供していると考えてとしている（AP5 第 21 項）。
21. したがって、IASB スタッフは、ハンドブック 5.19 項(b)の規準は満たされないと結論付け、ハンドブック 5.22 項に従い、提出された質問に対処するための基準設定プロジェクトは必要ないとしている（AP5 第 22 項）。

### **IASB スタッフの結論**

22. IASB スタッフは、本資料第 15 項から第 21 項までのハンドブック 5.19 項の規準の評価に基づき、8.2 項に従い IFRS 第 10 号を適用する際、ファンド・マネジャーが代理人である場合、ファンド・マネジャー以外の唯一の投資者である投資者が意思決定権限をファンド・マネジャーに委任したものと自動的にみなされるのかの判定方法を説明するアジェンダ決定（案）を公表することを提案している（AP5 第 23 項）。
23. IASB スタッフは、2026 年 3 月会議において提示した暫定的なアジェンダ決定（案）から、2026 年 3 月会議において委員会メンバーから受け取ったコメント及び提案を反映して更新を行ったとしている（AP5 第 24 項）。

## **III. 2026 年 6 月の IFRS-IC 会議の概要**

24. 大多数の委員からは、IASB スタッフの分析及び提案に賛成する意見が聞かれた。
25. ある委員からは引き続き要望書に記載した事実パターンは一般的ではないのではないかと意見が聞かれたものの、多数の委員から当該事実パターンを観察したことがあるとの意見が聞かれた。
26. アジェンダ決定（案）のドラフトについては、主に、次のコメントがあった。
  - (1) 「IFRS 第 10 号の適用」のセクションの(b)において、考慮すべき具体的な事実の例示を追加してはどうか。
  - (2) 「IFRS 第 10 号の適用」のセクションの下から 2 つ目の段落に、「その権利にかかわ

らず (irrespective of its right)」という表現を追加し、自動的に決定されるわけではないことより強調してはどうか。

- (3) IFRS 第 10 号の支配モデル、すなわち IFRS 第 10 号第 2 項から第 18 項全体を考慮し、支配の判断はすべての事実と状況を考慮して包括的に行う必要がある旨を追記してはどうか。

27. 前項の各項目について、IASB スタッフは次のとおり回答した。

- (1) 前項(1)について、特定の要素のみを強調した場合、他の要素よりも過度に重視されるリスクがあることから追記しない方針である。
- (2) 前項(2)について、文章の流れを壊さない範囲で挿入できるかどうか検討する。
- (3) 前項(3)について、追記する方向で検討する。

28. 前項の更新を行うことを前提として、アジェンダ決定（案）が公表されることとなった。

#### IV. アジェンダ決定（案）（仮訳）

29. AP の付録 A に掲載されている暫定的なアジェンダ決定（案）は次のとおりである。

##### **単一の投資者のファンドに対する支配の判定（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」）**

委員会は、ファンド・マネジャー以外の唯一の投資者である企業が、ファンド・マネジャーが代理人であり、当該ファンドを支配していない場合に、自らが意思決定権限をファンド・マネジャーに委任したかどうかをどのように判定するかに関する要望書を受け取った。

##### **事実パターン**

要望書は、ファンド・マネジャー以外の唯一の投資者（投資者）である企業が関与する状況を記載している。ファンド・マネジャーについて、次のとおりとしている。

- a. 多数の機関投資家に投資機会を提供するというファンドの目的及び設計を決定した。
- b. ファンドの関連性のある活動を指図するための広範な意思決定の権限を有してい

る。ファンド・マネジャーは、投資上の意思決定、ポートフォリオ企業の選定及び処分、経営幹部の選任、契約締結、借入、並びに方針策定を含む、ファンドのすべての関連性のある活動を指図する一方的な能力を有している。

- c. 提供するサービスに対して、そのサービスに見合った市場ベースの報酬を受け取っている。
- d. ファンドに対して 0.01%の投資を行っている。
- e. IFRS 第 10 号における代理人である。ファンド・マネジャーは広範な意思決定の権限を有し、自らの投資及び報酬から生じるリターンの変動性に晒されているものの、ファンド・マネジャーのエクスపోージャーは、ファンド・マネジャーが代理人であり、ファンドを支配していないことを示唆している。

投資者について、次のとおりとしている。

- a. ファンドに対して 99.99%の投資を行っている。ファンドは他の機関投資家にも開放されていたが、投資者は当該ファンドに応募した唯一の投資者である。
- b. ファンドの目的及び設計の決定に関与していなかった。
- c. IFRS 第 10 号に記述されている防御的な権利のみを保持している。例えば、投資者は、契約違反、故意の不正行為又は重大な過失などの正当な理由による場合にのみ、ファンド・マネジャーを解任又は交代させる能力を有している。

ファンドは契約上の固定期間を有しており、その期間中、投資者はファンドから自らの投資を引き出すことができない。

## 質 問

要望書は、要望書の事実パターンに IFRS 第 10 号を適用する際に、投資者は意思決定権限をファンド・マネジャーに委任したものと自動的にみなされるのか、すなわち、投資者はファンド・マネジャー以外の唯一の投資者であり、ファンド・マネジャーが代理人であるという理由で、ファンド・マネジャーの意思決定権を投資者が直接保持しているものとして自動的に扱うのか質問している。

## IFRS 第 10 号の適用

IFRS 第 10 号の第 2 項から第 18 項及び付録 B の関連する適用指針を検討する中で、委員会は次の事項に着目した。

- a. IFRS 第 10 号の第 4 項から第 4B 項に規定されている場合を除き、他の企業を支配している企業（以下、「投資者」という。）は、連結財務諸表を作成する。連結の唯一の基礎は支配である。すなわち、投資者は投資先を支配している場合にのみ、当該投資先を連結する。
- b. 投資者が投資先を支配しているかどうかを評価することは、すべての事実及び状況を考慮して判断が要求される。
- c. 投資先を支配するためには、投資者は IFRS 第 10 号の第 7 項に定められた支配の 3 要素すべて（すなわち、次の 3 要素）を有していなければならない。
  - i. 投資先に対するパワー
  - ii. 投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー（又は権利）
  - iii. 投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力

IFRS 第 10 号の第 10 項から第 18 項及び IFRS 第 10 号の付録 B の関連する項は、投資者が投資先を支配しているかどうかを評価する際に適用する要求事項を含んでいる。

- d. 企業が意思決定権を有している状況（要望書の事実パターンのように）における支配の判定に際しては、IFRS 第 10 号の B58 項から B59 項は次のことを要求している。
  - (i) 意思決定者は、自らが本人なのか代理人なのかを判定すること。代理人である場合には、意思決定者は投資先を支配していない。本要望書に記載された事実パターンにおいて、意思決定者はファンド・マネジャーであり、事実関係はファンド・マネジャーが代理人であることを前提としている。
  - (ii) 投資者は、意思決定者が投資者のために代理人として行動しているかどうかを決定すること。投資者がある特定の事項又はすべての関連性のある活動について意思決定権限を代理人に委任している場合には、代理人に委任された意思決定権を投資者が直接保有しているものとして扱わなければならない。したがって、要望書に記載された事実パターンにおいて、投資者が関連性のある活動についての意思決定権限をファンド・マネジャーに委任している場合には、投資者は、ファンド・マネジャーのそれらの意思決定権を自らの意思決定権とし

て扱うことになる。

委員会は、ファンド・マネジャーが代理人であるという理由だけで、あるいは、ファンド・マネジャーが代理人である場合に自動的に、投資者がファンド・マネジャーのすべての意思決定権を保持していると結論付けることは、IFRS 第 10 号の支配モデルと整合しない結果を招く可能性がある。

したがって、委員会は、ファンド・マネジャーが代理人である場合に、ファンド・マネジャー以外の唯一の投資者であることは、それ単体で、投資者が意思決定権限をファンド・マネジャーに委任したものと自動的にみなされることを意味しないと結論付けた。

## **結 論**

委員会は、IFRS 第 10 号の原則及び要求事項は、ファンド・マネジャー以外の唯一の投資者である投資者が、意思決定の権限をファンド・マネジャーに委任したものと自動的にみなされるのかどうかを判定するための適切な基礎を提供していると結論付けた。したがって、委員会は、基準設定プロジェクトは要望書に対処するために必要ではないと[決定した]。

以 上